

令和3年度第6回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年7月21日(水)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第18号 財産取得(大型提示装置購入)の件

閉 会

日程第2

議案第18号

財産取得（大型提示装置購入）の件

芽室町教育委員会事務委任規則第1条第1項第3号の規定に基づき、教育財産の取得を町長に対し申し出ようとするものであります。

令和3年7月21日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 175 号

令和3年7月21日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育財産の取得について（申出）

このことについて、芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

財産取得（大型提示装置購入）の件
次のとおり財産を取得しようとするものであります。

1	物 品 名	大型提示装置		
2	取得の方法	指名競争入札		
3	取得価格	10,868,000円		
4	契約の相手方	帯広市西15条南28丁目1番地8 株式会社 曾我 代表取締役 曾我 浩昌		
5	納 期	自 令和3年7月21日 至 令和3年8月31日		
6	規 格	液晶タッチディスプレイ	芽室小学校	6台
			上美生小学校	1台
			芽室西小学校	4台
			芽室南小学校	2台
			芽室中学校	4台
			上美生中学校	1台
			芽室西中学校	3台
		手動昇降式ディスプレイスタンド	芽室小学校	6台
			上美生小学校	1台
			芽室西小学校	4台
			芽室南小学校	2台
			芽室中学校	4台
			上美生中学校	1台
			芽室西中学校	3台

説 明

大型提示装置の購入契約を締結することを町長に申し出ることについて、芽室町教育委員会事務委任規則第1条第1項第3号の規定に基づき、教育委員会の承認を得ようとするものであります。

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。